

【参考】

196-衆-予算委員会-8号 平成30年02月08日（抜粋）

○國重分科員 （略）これまで御質問させていただきましたのは遺留金の処理の問題でありましたけれども、この背景には高齢者の社会的孤立の問題もあるわけでありまして。それを助長する一因でもある問題として、耳が聞こえづらい難聴について、最後に質問をさせていただきます。

難聴、とりわけ、障害には至らないけれども聞こえづらいという方への支援というのは、これまで踏み込みが浅くて十分光が当たってまいりませんでした。これに私は少々危機感を覚えまして、これまで私、厚生労働委員会を希望してもなかなか所属できなかったんですけれども、所属したことはありませんけれども、予算委員会の分科会などで、機会あるごとに繰り返し繰り返し、この施策の充実を訴えてまいりました。

日本には、身体障害者手帳の交付を受けている聴覚の障害者が約三十六万人います。しかし、実は、日本の聴力障害を理由とする障害認定の基準は世界的に見て結構ハードルが高くて、WHOの基準では、補聴器が必要とされているレベル、耳元で大きな声で話さないと聞こえないレベルの方というのは、これは数多くいらっしゃいます。

二〇一五年に一般社団法人日本補聴器工業会が中心となって行った調査によりますと、日本人の割以上、およそ一・五%が難聴の自覚があるということでありました。また、難聴と推定される人の約半数はそもそも聞こえの不調の自覚がないとのデータもあることから、実際にはもっともっと多くの人が潜在的な難聴者であるというふうにも思われます。

私は、これまでの質問の中で、まずは実態把握をして、その上で適切な施策を講じてほしいと訴えてまいりました。その結果、平成二十八年実施の生活のしづらさ調査において、サンプル調査ではありますけれども、初めてその実態を把握しようとの試みがされたとの報告も受けております。

これは大きな一歩であると評価をしておりますけれども、これまで、こうした方々の数も把握されていなければ、施策も講じられてこなかったわけでありまして。これは、はっきり言って、縦割り行政の弊害だと思います。

先ほどの遺留金の問題も、私、去年でも省庁を呼んで議論をいたしましたし、今回のこの予算委員会の質疑をするに当たっても省庁を呼んでいろいろディスカッションをいたしましたけれども、どうしてもやはり押しつけ合いというか、縦割り行政の弊害というものをそのとき感じました。

聴覚障害では障害担当、また子供の難聴は子供、高齢者は高齢者と、それぞれの部局でこれまでは完結していたので、その射程から抜け落ちている人を把握する目が、必要性が失われていたわけでありまして。

難聴の問題は、医療、保健、福祉などの関係部局がしっかりと連携していくことが大切であります。私は、昨年の予算委員会の分科会においてもこの点を指摘したわけでありまして、厚労省として、その後どのように取り組んできたのか、また今後どう取り組んでいくおつもりなのか、加藤厚生労働大臣にお伺いします。

○加藤国務大臣 昨年二月の予算委の分科会で、國重委員から今の御指摘を頂戴したところでございます。

今御指摘にありましたように、難聴、特に、高齢者の場合、耳が聞こえなくなってくるとどうしても外に出にくくなるとか、やはりいろいろな意味での弊害もございませう。それから、難聴には、予防が可能なもの、あるいは早期の治療が必要なもの、こういった種々なものがございませうので、それぞれ適切な治療をしていく、あるいは適切な対応をしていくということが必要だと思っております。

今、難聴の早期発見、早期治療の重要性についての周知については、ホームページで、そうしたことを普及啓発するべく、三十年度予算案にも盛り込んでそれを実行したいと思っておりますし、また、子供の難聴対策は特に大事でありまして、全ての新生児が新生児聴覚スクリーニングを受けられるように、市町村等に対しても通知も行ったところでもございませうし、また今年度からは、都道府県で、市町村関係者や医療機関等で構成されている協議会、ここにおいて、新たに、検査の受診状況の把握、分析、研修や普及啓発などを行う新生児聴覚検査体制整備事業、これも行うこととさせていただきます。

その上で、厚生労働省の中においても、障害部局のみならず、老健部局あるいは保健部局とか多岐にわたっているわけでありませうので、そういった意味で、ある意味では対応が縦割りの中のはざまに落ち込まないように、こういう御指摘もいただきました。

課長クラスを構成員とする難聴への対応に関する省内連絡会議を早速昨年七月設置をし、昨年九月には第一回の会合も行い、関係部局で現状や課題、そして円滑な意思疎通を図っていくことを申合せさせていただきましたところでございませう。

そういったことも踏まえて、平成三十年度予算では、難聴の早期発見等に関する普及啓発を行うとともに、障害福祉サービス等報酬改定においては、言語聴覚士の、専門職員を加算した障害児の通所事業所に対し加算を引き上げることにより難聴の子供の療育を充実させる、あるいは難聴の方への支援についての調査研究なども盛り込んでいっておりますので、引き続き、それぞれの部局が連携して、この問題に遺漏なきよう取り組ませていただきたいと思います。

○國重委員 ありがとうございます。

重要な前進だと思います。今後も、これを足がかりにしてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

きょう取り上げた遺留金の問題も難聴の問題も、一つの省庁とか一つの部局で完結する問題ではなくて、政府内での連携が重要でございませう。肝になります。関係省庁、部局は、前向きに、責任感を持って取り組んでいただくとことを期待いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

(以上)

【参考】

208-衆-予算委員会第5分科会 令和04年02月16日（抜粋）

○國重分科員 おはようございます。公明党の國重徹です。

一年に一度の予算委員会の分科会。私は八年前からこの分科会で定期的に難聴をテーマに取り上げてきました。質疑をしてそれで終わりじゃなくて、そこで訴えたこと、また取組がきちんと進んでいるのかということについて、粘り強く、またしつこく追っていくのが私の一つの特性でありまして、そういった観点から、今日は、障害に至らない難聴、そして難聴の子供に対する支援をテーマに取り上げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

認知症における最大の予防可能なリスク要因が難聴である、このことについて、イギリスの医学誌ランセットの国際委員会が、二〇一七年、二〇二〇年の二度にわたり指摘をしております。このランセット、世界で最も権威のある医学誌とも言われております。

この難聴と認知症との関係、五年前に行った私の質疑に対しまして、厚労省は、現在研究を行っているところで、今後エビデンスを蓄積して実態把握に努めていきたい旨、答弁をされております。

そこで、その後、この研究はどのように進んでいるのか。難聴と認知症との関係、補聴器の使用が認知機能に及ぼす影響について、どのように把握されているのか、お伺いいたします。

○土生政府参考人 お答えいたします。

難聴と認知機能低下の関係性につきましては、今先生から御紹介がございましたとおり、英国医学誌ランセットで、難聴が予防可能な認知症危険因子の一つとして指摘されております。

我が国におきましても、平成三十年度から令和元年度にかけて、日本医療研究開発機構による認知症研究開発事業におきまして、難聴障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究が国立長寿医療研究センターにより実施されまして、一定の相関関係が確認されているところでございます。

しかしながら、難聴になった結果として認知症になるのかといった因果関係については、当該事業期間中には研究結果を得ることに至らなかったということでございます。

このため、令和二年度以降も、引き続き、国立長寿医療研究センターにおきまして、インハウス研究といたしまして、難聴者を二群に分けた、補聴器の装着の有無による認知症の発症率の差に関する研究が継続されているところでございまして、令和四年度を目途に研究結果が取りまとめられ、その後、公表される予定となっているところでございます。

○國重分科員 難聴と認知症との関係、相関関係はあるんだけれども、因果関係については引き続き研究中である、令和四年度中に取りまとめがなされるという旨の答弁だったと思います。注視をしていきたいと思っております。

その上で、難聴になれば、当然、生活に様々な支障、影響が生じます。コミュニケーションがこれまで以上に取りづらくなって閉じこもりがちになったり、また、社会的孤立やうつを引き起こす要因にもなり得ます。

内耳の内部で、音の振動を電気信号に変えて脳に伝える役割をしている有毛細胞、この有毛細胞は一度壊れてしまうと元に戻ることはできません。だからこそ、事前の予防が大事になります。

例えば、騒音への暴露は有毛細胞に障害を引き起こすために、若いときから注意をしないといけません。

二〇一五年、WHOは、世界中で十一億人もの若者が将来難聴になる危険があると警鐘を鳴らすとともに、音楽プレーヤーを使用する場合、適切な音量での連続使用は一時間以内とすること、定期的に聴力のチェックを行うことを推奨しております。

私とのこれまでの分科会のやり取りの中で、厚労省は、難聴予防に関する啓発についてもしっかりと進めていく、このように述べられております。

具体的にどのように啓発活動をしているのかということで、これは事前に確認をさせていただきました。eーヘルスネットという健康情報サイトで普及啓発を行っているということでしたので、私も見させていただきました。

確かに、突発性難聴とかヘッドホン難聴、こういうことについては分かりやすく記述をされておりますけれども、一方で、そのサイトの存在自体知らない人が多くて、普及啓発の方法としては余り効果的じゃないんじゃないかというのが私の正直な実感であります。

そこで、例えば、いろいろなやり方はあると思うんです。音楽関係の事業者等と連携をして、もっと多くの方が目にしやすい、例えばアプリとかもあるでしょうし、いろいろなやり方はあると思いますけれども、そういったところで難聴予防の正確、適切な情報提供をしていくこと。また、騒音の暴露から耳を守るために、関係省庁と連携をして、難聴になりにくい環境整備、普及啓発、情報の提供だけじゃなくて、騒音の暴露から耳を守る、そういう環境整備をしていくこと。こういったことなど、厚労省の外との連携も図りながら、これまでとは違った角度、視点で取組を進めていく必要もあると考えますが、これに関する見解をお伺いします。

○佐原政府参考人 お答えいたします。

予防可能な難聴には騒音性難聴や音響性難聴がありますけれども、ヘッドホン、イヤホンなどを利用する方が増加するにつれて、音響性難聴を予防するための周知啓発の重要性が増していると認識しております。

このため、厚生労働省では、今御指摘もありましたWHOと国際電気通信連合、ITUの騒音性難聴に関する報告書であるメイク・リスニング・セーフ等の啓発活動の内容も参考にしつつ、健康情報を提供するウェブサイトであるeーヘルスネットにおいて騒音性難聴に関する情報を掲載し、周知啓発を行っているところでございます。

ただ一方で、御指摘のように、eーヘルスネットは、周知可能な対象が健康に関心のある方など、自らホームページにアクセスをする方に限られるという課題があると認識しております。

今後、より効果的な啓発方法や、ヘッドホン等の利用者に対する注意喚起の在り方につきましては、今御提案いただいたことも含めまして、関係省庁とも連携しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○國重分科員 是非よろしく申し上げます。

私、公明党の、インターネット上の誹謗中傷、人権侵害に対する検討プロジェクトチームの座長をしまして、例えば、ネット上の誹謗中傷に関して、どうやってそういうものから被害者を守っていくのかということで、昨年、プロバイダー責任制限法の改正案が成立しまして、匿名の投稿者、人を傷つける投稿をした匿名の投稿者を、より迅速に特定しやすくなる、そういった法律が成立しました。

だけれども、それだけだと被害者を守れないわけです。そこで、プロバイダー事業者と総務省、法務省等が連携して、しっかりと、自主的な取組として、そういった誹謗中傷等のコメントがあった場合には適切に、迅速に削除をする、そういった取組も進めていっていただいております。

今言ったことと平行に考えることはできませんけれども、しっかりと様々な外部の方たちとも連携を取りながら、是非取組を進めていっていただきたいと思っております。

次に、補聴器の使用に関してお伺いいたします。

聞こえの悪い人は、補聴器を使うことで生活の質が改善をします。補聴器の適切な使用は、社会性や感情、うつ傾向、コミュニケーションに有用であるという報告、認知機能に対する有益性を示す幾つかの研究結果も示されております。

そして、補聴器は難聴が進んでから使うんじゃなくて、できる限り早く使うことが大事だとも言われております。もっとも、日本補聴器工業会の二〇一八年の調査によりますと、難聴者で補聴器を使っている割合は、イギリス四八%、フランス四一%等に対して、日本は僅かに一四%、日本では補聴器の普及が遅れています。

補聴器を使っても、不快感や効果の実感のなさから使用をやめてしまうケースもあります。補聴器購入から二、三か月までの専門家による装用指導がその後も継続して使用するための鍵となるそうではありますが、日本ではそうしたケアが万全ではありません。

そこで、専門的見地に基づいた補聴器の販売、フィッティングと呼ばれる購入前、購入後の聞こえの調整、定期的なアフターケアなどの体制整備をより強化していくことが必要と考えます。

この点、厚労省は、平成二十八年度より、補聴器の販売者の技能向上に関する研修支援を行っています。基礎中の基礎の三時間の講座であるというふうに聞いております。専門性を磨く入口になるものとして評価をいたしますが、この研修でどの程度の成果が出ているのか。検証の上、更なる体制整備の強化に向けた取組を進めるべきと考えます。これに関する見解、今後の取組をお伺いいたします。

○伊原政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十六年に、独立行政法人国民生活センターにおきまして、補聴器の契約に関する相談が全国の消費生活センターに数多く寄せられているということが発表されて、それを受けまして、平成二十八年度から、御指摘の補聴器の安全で効果的な

使用を推進するために、補聴器販売者の技能向上研修事業を実施しております。

この事業では、先ほど先生から御説明ありましたように、基礎的な向上研修を三時間程度実施するとともに、その中で次のステップとなる専門的な資格である認定補聴器技能者の養成制度について御案内しております。平成二十八年度から毎年実施してまいりましたが、その後、次のステップである認定補聴器技能者の講習を受講し、認定試験に合格する者も毎年増えてきていると承知しております。現在、累計で四千三百名の方が登録されていると承知しております。

我々が実施しています基礎的技能研修でございますけれども、令和二年度からは、コロナ禍でも受講しやすいようオンラインによる研修も進めているところでございまして、今後も着実に実施し、補聴器の販売業のきちとした運営に資するように努力していきたいと考えております。

○國重分科員 是非しっかりとした取組をよろしく願います。

そして、先ほど、ちょっと付加して説明したいと思うんですけれども、ネット上の誹謗中傷のことについて、私、この場で瞬発的に話をしました。ちょっと言葉足らずのことがあったので、もう少し追加して説明させていただきますと、プロバイダ事業者は、例えば、ある人が誹謗中傷の書き込みをしようとした場合に、あなたのものはこれはちょっと誹謗中傷のコメントに当たり得ますよというようなことを、注意書きでぱっと出るようなシステムになっているところもあります。そういうことをしているプロバイダ事業者もあります。

だから、私は、例えば、音楽とかを聞く際に、アプリとかの中で、余り、一時間以上大きな音で聞くと少し危ないですよとか、何らかの注意喚起をするような、そういった表示を例えばするとか、もちろん事業者も商売がありますので、それとの関係はありますけれども、うまくそういったことも連携していただきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

私とのこれまでの質疑のやり取りを踏まえて、聴覚障害者だけではなくて、聞こえづらいつ感じている難聴者も含めた実態の把握をするために、厚労省には、平成二十八年十二月実施の生活のしづらさなどに関する調査において、新たに細分化した設問を追加していただきました。一歩前進の取組と評価しておりますし、感謝をしております。ありがとうございます。

その上で、この追加項目だけで果たして実際に実態を正確に把握できるんだろうかという疑問を持っております。難しいんじゃないかというのが正直な感想であります。

まず、設問項目については、これからの課題解決を見据えて、関係部局の意見を踏まえた設問にブラッシュアップをする必要があると考えます。

また、そもそもこの調査は、障害者手帳をお持ちの方に加えて、長引く病気やけがなどによって日常生活のしづらさが生じている方を調査対象に行っているものであって、対象者がかなり絞られています。これとは別に、より広く、国民生活基礎調査のような基幹調査も行うべきじゃないでしょうか。

実態把握の精度が向上するような取組を是非進めていただきたいと思いますが、こ

れに関する見解をお伺いします。

○田原政府参考人 お答えいたします。

先ほど御指摘いただきましたように、厚生労働省におきましては、障害者手帳の所持者のほか、日常生活のしづらさが生じている方を対象に、生活のしづらさなどに関する調査を実施をしております。この調査では調査対象者の症状について質問しております。平成二十八年の調査からは聞こえづらさに関する項目をより具体的に聞くことといたしました。

この調査は令和四年度にも実施を予定をしております。その際には、調査対象者に占める聞こえづらさのある方の割合が適切に推計できるように全ての調査対象者に対して聞こえの状況の調査を行うなど、専門家の意見を聞きながら調査方法の改善を検討してまいりたいと考えております。また、障害の有無にかかわらず、国民全体から無作為に選ばれた方を対象といたします。国民生活基礎調査、令和四年の国民生活基礎調査が予定されておりますけれども、この調査におきまして、補聴器を使用しても聞き取りにくいといった苦勞はありますかという調査項目を新たに設けまして、実態を把握することを予定しております。

厚生労働省としては、今後とも、これらの調査を実施しながら、障害に至らない難聴者を含む聞こえづらさを感じている国民の実態につきましてきちんと把握してまいりたいと考えております。

○國重分科員 実態が正確、適切に把握できなければ的確な手を打つこともできませんので、是非よろしく願います。また、こういう項目をつくるに当たっては、難聴全般の課題を解決するために事前にどのような実態を把握する必要があるのか、こういった観点でも是非考えていただきたいと思えます。

ここで、後藤大臣にお伺いしたいと思えます。

五年前に、私、この分科会で、難聴、とりわけ障害に至らない難聴についてリーダーシップを取っている部署がないこと、議員会館のヒアで、当時、厚労省の関係部局の多くの皆様にお集まりいただいてやり取りをしたんですけれども、こちらがいろいろと聞いても顔を見合わせて探り合い、譲り合いで、非常にもどかしい思いをしたこと、お互いがばらばらに対応しているのでこぼれ落ちている難聴対策の課題があること、これらを包括的に扱って責任感を持って取り組むための役所内の体制整備を是非ともしていただきたいと訴えさせていただきました。

これを受けて、縦割りのはざまに落ち込まないように、課長クラスを構成員とする難聴への対応に関する省内連絡会議が、その年、平成二十九年の七月に設置をされまして、同年九月には第一回の会議が行われ、関係部局で現状や課題、円滑な意思疎通を図っていく旨の申合せがなされました。そして、これまでに四回の会議が開催されております。この連絡会議の設置、それ自体は私は高く評価をしています。

一方で、今回の質疑に当たって数年ぶりに関係部局の皆様にご集まいただきました。そこで、やはり私、五年前に似た印象、残念な感情を少し抱いてしまったというのが、これも正直なところであります。

つまり、省内の連絡会議ができて毎年会議は開催しているんだけど、全体をり

ードして責任を持って対応できるところがない。関係部局の取組状況が書面で列挙はされていても、単に列挙されているだけで、部局の垣根を越えて連携をして課題に取り組む姿勢、こういうものが薄いように私は感じました。

私の本音では、リーダーシップを取る専門の部署を是非大臣につくってほしいというところなのでありますけれども、マンパワーの限界もあるかもしれません。そういったことが難しいのであれば、せめて、単にそれぞれの取組を確認するんじゃなくて、省内の連絡会議を真の意味で垣根を越えて難聴全般の課題や対応策を議論、検討する場にしていって、この省内連絡会議の実効性の向上を図る取組を是非していただきたいと思いますが、大臣の見解をお伺いいたします。

○後藤国務大臣 今委員からるる御指摘がありました難聴への対応、障害福祉の分野、母子保健の分野、健康診断や認知症対策等、あらゆる側面からの対応が必要とされております。

今委員からの御指摘のとおりでございます。平成二十九年七月に、難聴の方の支援について省内関係部局で情報共有等を行うための関係課長による連絡会議を、先生の御指導、御指摘を受けて設置をいたしております。

御紹介のありましたとおり、四回の開催をし、早期発見、早期療育に関する取組等の進捗状況の確認等は行ってきております。

第四回会議で議題といたしました難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針については、近々取りまとめを行う予定でございます。取りまとめ次第、地域における取組を促進するために会議をまた新たに開催する予定でございます。

今、この会議等も含めて、もっともっとうっかりと実効性の高い政策を推進していくべきだという今強い御指摘を受けたわけでございます。本日の議員の御指摘も踏まえて、しっかりとした取組ができるよう、引き続き省内で必要な検討も進めながら、この対策を推進してまいりたいと思っております。

○國重分科員 職員の皆さんは人員が限られている中で懸命に御奮闘されていると思しますので、是非、それぞれの力がうまく発揮しやすい体制の仕組み、こういったものを大臣のリーダーシップで整えていっていただきたいと思っております。是非よろしくお伺いいたします。

次に、新生児聴覚検査についてお伺いいたします。

新生児聴覚検査の受検の有無について把握している市区町村は、今や九九・九%。皆様の取組で一〇〇%に近く今向上をしております。また、新生児聴覚検査の公費負担を実施している市区町村は五二・六%。まだ半分程度とも言えますが、ここ数年で大きく割合が向上しているんですね。いずれも着実な、大きな前進です。

そして、この新生児聴覚検査、厚労省の調査によりますと受検率は九〇・八%、残り九・二%が未受検者になります。この未受検の原因というのは一体何なのか。日本産婦人科医会の調査では、公費負担がある地域とない地域での受検率に約一〇%の差があるとの指摘もあります。こういったことも含めまして、未受診の原因について分析をして、全ての新生児、赤ちゃんが新生児聴覚検査を受検する体制整備を強化する必要があると考えます。見解をお伺いします。

○橋本政府参考人 聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、音声言語発達等への影響が軽減されるということで、新生児聴覚検査を実施するということは大変重要でございます。

厚生労働省といたしましては、新生児聴覚検査を推進するため、都道府県等に対しまして、通知や手引等をお示しして受検結果の把握をお願いしているわけですが、令和元年度における新生児聴覚検査の受検者数を集計している市区町村が全市区町村の九三・五%、それから当該市区町村での受検率が委員御指摘のとおり九〇・八%という状況でございます。どちらもここ数年少しずつ増えてきているような状況ではございません。

れども、更なる向上を目指していく必要があるというふうに認識しております。

そういったことから、先ほど大臣からお答え申し上げましたような、現在取りまとめ中の難聴児の早期発見、早期療育推進のための基本方針案におきまして、新生児聴覚検査の実施状況の把握とその結果の集約を行うということ、自治体の方にきちんと取り組んでいただきたい内容ということで盛り込んでいただいているところでございます。

そういった取組を行いつつ、引き続き自治体の実施状況というものをしっかり確認しながら進めてまいりたいと考えております。

○國重分科員 是非よろしく申し上げます。

ここでまた、後藤大臣にお伺いしたいと思います。

現状では、軽中等度の難聴児童、難聴のお子さんについての補聴器購入の助成というのは、各都道府県、市区町村に任されています。ただ、特に言語獲得をこれからする子供に限っては、障害手帳を持たない子供も幅広く補聴器等の助成対象とすべきじゃないかという指摘がされておきまして、私も同じ意見であります。

もちろん、ほかの障害とのバランス、こういった考慮すべき事情があることは承知をしておりますが、難聴の子供に対して早期に適切な支援が行われた場合には、より有効に音声言語の発達を促すことが可能になっていることから、是非御検討いただきたい事項だと思っております。後藤大臣の御見解をお伺いたします。

○後藤国務大臣 補聴器購入に関する国の補助制度としては、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度があります。同制度の支給対象は、先ほどから議論になっておりますけれども、身体障害者手帳の交付を受けている障害者、障害児ということになっております。

一方で、軽中等度難聴児は手帳の交付を受けておらないわけでありまして、補装具費の支給対象とならないことから、一部の自治体では補聴器購入費の助成を実施していることは承知しておきまして、まさに先生の御指摘のとおりであります。

これについて、軽中等度の難聴児、難聴者を補装具費支給制度の対象とすることについてでございますけれども、支援する場合の医学的根拠だとか、身体障害者手帳の認定基準の他の障害種別の適用とのバランスとか、財源の確保などを踏まえた慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

他方、今先生から御指摘の難聴児の支援については、今年度中に、軽中等度難聴児も含めまして、都道府県に、早期発見、早期療育を推進する体制を整備していただく

ための基本方針を作成することにしておりまして、具体的には、新生児検査等による難聴児の早期発見、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保、手話や人工内耳等の療育の選択肢についての保護者への適切な情報提供、こうしたことに取り組むこととしておりまして、障害に至らない軽中等度難聴児を含めて、しっかり支援してまいりたいと思っております。

○國重分科員 ありがとうございます。

様々な課題があること、承知をしております。すぐに即答できるようなテーマでもないということも承知をしております。その上で、是非、またしっかりとした御検討をいただければと思います。

今日は、障害に至らない難聴と難聴児に関する支援を取り上げさせていただきました。残り一問用意していましたが、ちょっと時間の関係で、もう終わらせていただきます。時間内に終わりたいと思います。

最後一言だけ、質問の代わりに、大臣に是非御理解いただきたいのは、私、障害に至らない難聴のことを取り上げています。難聴障害者に関してはいろいろ施策はあるわけですね。ただ、日本の難聴障害者に対する認定は、諸外国の基準に比べて非常に厳しいものになっています。だからこそ、そこに至らない軽中等度の難聴者の方に対してどのような対応を取っていくのかというのは、高齢化が進んでいく日本において極めて重要な課題と思っております。そういった観点で、先ほどの省内の連絡会議の実効性の向上を始め、是非、大臣にこの分野にも着目していただいて、力を入れていただきたいことをお願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

(以上)

【参考】

211-衆-予算委員会第5分科会 令和05年02月20日（抜粋） ※未定稿

○國重分科員 公明党の國重徹です。

加藤大臣、また担当の皆様、今日は長時間の分科会、大変にお疲れさまです。

今日は、難聴をテーマにして質疑をさせていただきたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。（略）

耳が聞こえづらくなって、何度も、えっ、何と言ったのというふうに繰り返し聞きますと、相手にもうんざりされる。また、挨拶をしたり話しかけてくれている人がいて、その人に対して、耳が遠くて、話をされたこと自体気づかなかったり、また、話の内容をきちんと認識できずに、適切な対応ができない。そういったことで、あの人と話すのは面倒くさいなとか、あの人に無視されたとか、そういうことで人間関係が悪くなる。みんなとの会話になかなか入れないので、外に出るのもおっくうになっていく。孤立したり、引きこもりがちになってしまう。いらいらしたり、精神的に不安定になる。また、頭痛や目まい、先ほどもありましたとおり、うつなどへの影響もある。

地域を回りましても、そういった方たちはいらっしやいます。また、こういったことは普通に想像しても容易に分かることです。

さらに、認知症における最大の予防可能なリスク要因が難聴である、このことにつきまして、イギリスの医学誌ランセットの国際委員会が、二〇一七年、また二〇二〇年の二度にわたり指摘をしております。

この認知症と難聴との関係につきましては、これまでもこの分科会におきまして、私、研究を進めてほしいということをお願いしてまいりました。昨年、質疑の際には、令和二年度以降も、引き続き、国立長寿医療研究センターにおいて、インハウス研究として、難聴者を二群に分けた補聴器の装着の有無による認知症の発症率の差に関する研究が継続されている、令和四年度を目途に研究結果が取りまとめられ、その後、公表される予定となっている、この旨の答弁がありました。

もうすぐ令和四年度も終わるわけでありますが、この研究の進捗、今どういう状況なのかについてお伺ひいたします。

○大西政府参考人 お答え申し上げます。

先生今御紹介いただきましたけれども、認知機能の低下と難聴との関係について研究するため、今お話しいただいたものに先立つところから、平成三十九年度から令和元年度にかけて、まず、日本医療研究開発機構、AMEDの認知症研究開発事業によりまして、聴覚障害の補正によりまず認知機能低下の予防効果を検証するための研究、これが同じ国立長寿医療研究センターにおいて実施をされまして、この研究の結果、認知機能の低下と難聴につきまして一定の相関関係が確認されるところまではいっておるわけでございます。

しかしながら、難聴になった結果として認知症になるのかといった因果関係についてまでは、当該事業期間中には結果を得るには至らなかったというところでございます。

す。

先生今御紹介いただきましたように、令和二年度から、国立長寿医療研究センターにおきまして、難聴の方を一定期間観察をしまして、補聴器の装着の有無によりまず認知機能への影響に関する研究が継続されているところでございます。これも御紹介いただきましたように、令和四年度を目途にということでございますが、現時点では、当該研究の結果、まだ取りまとめるところまでいっていないということ承知をしているところでございます。

○國重分科員 まだ結果の取りまとめは出ていないということでしたので、その結果について今後注視をしていきたいと思えます。

認知機能の低下の危険因子の一つに難聴があるということは、厚生労働省の認知症施策推進総合戦略にも明記をされております。難聴によって認知機能が低下しやすい、あるいはうつにつながりやすい、こういったデータが国内外で報告をされております。高齢者の難聴には早い段階で社会が介入する必要がある、このことをしっかりと認識することが大切になります。

その上で、高齢化が進むに伴いまして、加齢性難聴も増えていきます。

また、近年、いわゆるイヤホン難聴、スマホ難聴も増えております。WHOは、多くの若者が携帯型音楽プレーヤーやスマホなどによる音響性難聴のリスクにさらされているとして警鐘を鳴らしております。ヘッドホン、またイヤホンを使って大きな音量で音楽などを聞き続けることによって、音を伝える役割をしている有毛細胞が徐々に壊れて起こる難聴であります。少しずつ進行していくために初期には自覚しにくい、こういった傾向がありますけれども、一度この有毛細胞が壊れますと戻りません。失った聴覚は戻らないということになります。

このように、難聴者が増加することの懸念が指摘されているわけでありましたが、これを厚労省としてどのように受け止めているのか、見解を伺います。

○辺見政府参考人 難聴につきましては、ヘッドホンなどで大きな音を聞き続けることに伴う若年層のヘッドホン難聴ですとか、高齢者人口の増加に伴う難聴のある高齢者の増加といったことが想定されるところでございますが、ライフサイクルに応じまして、難聴に関する様々な支援を包括的に行っていく必要があると認識しているところでございます。

○國重分科員 人生百年時代、人生の大先輩の皆様とにかく元気で生きがいを持って生き生きと人生を送っていただくか、そのための環境をどうつくっていくのか、真剣に考えていかなければなりません。健康で生き生きとした人生を送る、そのための土台となるのがコミュニケーションであります。難聴になれば、先ほども述べましたとおり、生活、健康への様々な悪影響が生じます。

そこで、加藤厚生労働大臣にお伺いいたします。

人生百年時代、難聴予防やその対策に力を入れていくというのは私は極めて大事なことだと思っております。そういったことで、私は初当選以来、この分科会で繰り返しこのテーマを取り上げてまいりました。大臣はこのことについてどのように認識をされているのか、難聴の予防、対策を講じることの重要性について、大臣の認識をお

伺いたします。

○加藤国務大臣 今、難聴の予防というお話がありましたが、その前に、難聴に対する認識の問題があるというのを私は議員になってからずっと感じておりました。

視覚については、日本人はみんな、眼鏡をしたり、かなりいろいろと対応する。一方で、聞きづらさというのはなかなか分かりにくいという、さっきお話がありましたが、だんだん、目もだんだん悪くなるんですけれども、固定して見えていますから分かるんですけども、同じ音をずっと聞いているわけじゃないということもあるんだろうと思うんですけれども、非常にそれに対する対応が、視覚に比べるとちょっと低いのかなというのを前から認識をしており、例えば、眼鏡を着けるように補聴器を着ける人の割合がどうなのかと見ると、割と日本の補聴器を着ける人の割合が低いとか、まず、そういった問題があるんじゃないかなと。

その辺もしっかりPRしながら、今委員御指摘のあったように、難聴というものがコミュニケーションに関する問題をいろいろ引き起こし、それが結果的に、社会的な孤立とか、うつとか、あるいは認知機能の低下、こういったことを引き起こしていく。

そしてさらに、難聴の原因が高齢化にとどまるものではありません。生まれながらそうした難聴という障害を持っている方もおられます。あるいは、先ほど委員がお話があった、若い方々がヘッドホン等で非常に大きな音で聞いていると、やはりそれが難聴を引き起こす。

様々な要因があるわけでありますので、厚労省としては、新生児への聴覚検査による乳児期からの支援、また、職域における定期健診などを通じた成人期から高齢期における早期の発見、突発性難聴の早期受診、あるいはヘッドホン難聴の予防に関する普及啓発などなど、各年齢層やそれぞれの要因等に応じた対策、支援、これを包括的に行っていくことが重要だと考えておりますので、関係各部署ともよく連携を取りながら、難聴対策に取り組んでいきたいと考えております。

○國重分科員 大臣御自身の言葉で今述べていただきまして、本当にありがとうございます。こういった難聴に対しての意識を強く持っていていただくことを心強く思います。

本人のためにも、家族のためにも、社会のためにも、この難聴対策というのは重要であります。WHOの公表資料によりますと、聴覚ケアに医療費を投入すると、十年間で十六倍に還元される、こういった趣旨の報告、指摘もされております。

適切な対策を講じるためには、その前提として正確な実態把握が必要であります。しかし、そもそも難聴の人がどの程度いるのか、このことでさえ国はきちんと把握できていない、調査ができていない状況がかつて続いておりました。

そこで、この実態把握の必要性について私も繰り返し訴えてまいりました。その結果、ほかにもいろいろありますけれども、例えば、平成二十八年十二月実施の生活のしづらさなどに関する調査におきまして、新たに細分化した設問を追加していただきました。この点については一歩前進と評価をしております。ただ、これにつきましても、調査対象者が限られている、こういったことなどの課題があります。

そこで、昨年この分科会の質疑におきまして具体的な改善を要望させていただき

ましたところ、令和四年度の同調査におきまして、聞こえづらさのある方の割合が適切に推計できるよう、専門家の意見を聞きながら調査方法の改善を検討していく、こういった答弁をいただきました。

これについて、検討の結果、どのような調査方法の改善がなされたのか、また、その調査結果の取りまとめに向けた今後のスケジュール感についてお伺いいたします。

○辺見政府参考人 平成二十八年度の生活のしづらさに関する調査におきましては、調査対象者の中で、「おおむねこの六ヶ月の間に、身体的又は精神的に具合が悪いところはありませんか。」という設問に対して「はい」と答えた方に対して調査を行っていたところでございますが、昨年度の御指摘を踏まえまして、今般の令和四年十二月に実施をいたしました令和四年度の生活のしづらさに関する調査では、調査対象に占める聞こえづらさのある方の割合が適切に推計できるように、全ての調査対象の方に対しまして聞こえの状況を調査するように設問を改善したところでございます。

調査結果の取りまとめの時期については、令和五年度にデータの集計作業を行いまして、その後、令和六年度の早い時期に公表できるように進めてまいりたいと考えております。

○國重分科員 今後調査の取りまとめがされていくわけではありますが、その結果、実態を踏まえてどう取り組んでいくのか、これが大切になります。その際、最新の調査研究を基にした専門的見地からの適切な対策が重要になってまいります。(略)

私がここで、分科会でこの難聴の課題を取り上げましたら、私の方からではなくて、いろいろな耳の専門家の方から御連絡をいただくようになりまして、実際の現状を聞きますと、かなり脆弱な状況もあると感じております。すぐには難しいのかもしれませんが、私はこれは非常に大事なことだと思っておりますので、是非検討をお願いしたいということを重ねて申し上げたいと思います。

私は、六年前、平成二十九年の分科会におきまして、難聴、とりわけ障害に至らない難聴につきまして、お互いがばらばらに対応しているので、こぼれ落ちている難聴対策の課題があること、これらを包括的に扱って、責任感を持って取り組むための役所内の体制整備を是非ともしていただきたい、そのように訴えました。

これを受けて、縦割りのほざまに落ち込まないよう、課長クラスを構成員とする難聴への対応に関する省内連絡会議が、その年、平成二十九年の七月に設置をされました。同年九月には第一回の会議が行われ、関係部局で現状や課題、円滑な意思疎通を図っていく旨の申合せもなされました。まずはこの会議の取組状況についてお伺いいたします。

○辺見政府参考人 難聴への対応につきましては、障害福祉施策、母子保健施策、高齢者施策など、様々な側面からの対応が必要とされているところでございます。難聴の方の支援については、省内関係部局で情報共有を行い施策に反映していくことにより難聴への対応を包括的に行える体制を整えることを目的として、平成二十九年に関係課長による連絡会議を設置させていただいたところでございます。

これまでに構成員を集めました会議は計五回開催し、難聴に関する関係部局の間の円滑な意思疎通を図るとともに、取組等の進捗状況の確認を行ったところでございます。

すが、会議開催の機会に限らず、構成員となっている部局間では、施策を進めるべく連携を図っているところがございます。なお、第六回の連絡会議につきましては、令和五年三月中旬の開催を予定しているところがございます。

○國重分科員 昨年の分科会で、この省内連絡会議について、私は次のような指摘をしました。省内の連絡会議ができて毎年会議は開催しているんだけど、全体をリードして責任を持って対応できているところがない、関係部局の取組状況が書面で列挙はされていても、単に列挙されているだけで、部局の垣根を越えて、連携をして課題に取り組む姿勢、こういうものが薄いように感じる、単にそれぞれの取組を確認するんじゃなくて、省内の連絡会議を真の意味で垣根を越えて難聴全般の課題や対応策を議論、検討する場にしていって、この省内連絡会議の実効性の向上を図る取組をしていただきたい、このように訴えました。

これを受けまして、当時の厚生労働大臣であった後藤大臣から、「この会議等も含めて、もっともっとしっかりと実効性の高い政策を推進していくべきだ」という強い御指摘を受けたわけございまして、本日の議員の御指摘も踏まえて、しっかりとした取組ができるよう、引き続き、省内で必要な検討も進めながら、この対策を推進してまいりたいと思っております。」、こういう答弁をいただきました。

では、この省内連絡会議において、障害に至らない難聴、これが私はエアポケットになっているんじゃないかということで繰り返し言ってきましたけれども、この障害に至らない難聴全般の課題整理、これはされているんでしょうか。

○辺見政府参考人 昨年の分科会におきまして議員からいただきました御指摘を踏まえて、昨年三月に開催をいたしました第五回の省内連絡会議におきまして、省内各部局における障害に至らない難聴に関する取組につきまして、ライフステージなどの軸に応じて整理することによって相互関係を可視化し、その上で課題を共有し、議論を行わせていただいたところでございます。

引き続き、省内関係部局間で連携して、障害に至らない難聴に関する取組を進めてまいりたいと考えております。

○國重分科員 これは大事なことなので、更に確認させていただきたいと思っております。済みません、これは通告していませんが、事実確認になりますので。

聴覚障害では障害担当、また子供の難聴は子供、高齢者は高齢者、それぞれの部局でこれまでは完結していたということでもあります。その射程から抜け落ちている人たちがいるんだけど、そこを把握する目、必要性、これが失われていたわけでありまして。だから、そういった人たちをしっかりと把握をして、また課題をつかんで対策を講じていっていただきたいということで訴えたところ、この省内連絡会議ができたということでもあります。

今、課題を共有して議論したということでもありますけれども、障害に至らない難聴全般の課題ということ、これは間違いはないですか。つまり、子供などに限定したものじゃなくて、障害に至らない難聴を含めた難聴全般の課題について、その検討が抜け落ちることがないように意思疎通を図って議論をしている、これで間違いはないかどうか、お伺いします。

○辺見政府参考人 省内における連絡会議の設置の趣旨におきまして、難聴への対応を包括的に行える体制を整えることを目的として設置するとしているところでございます。この目的の下、先ほど申し上げましたように、ライフステージに応じた課題の整理等を行っているところでございます。

○國重分科員 私、事前のレク、やり取りの中で、この課題整理について文書でまとめているという話を聞きましたけれども、それは間違いないですか。

○辺見政府参考人 ライフステージに応じた課題について議論をするために、ライフステージに応じた軸、また、施策の種類、早期発見や予防、実態把握といった施策の軸、こうした軸に応じてマトリックスとして整理をさせていただいているところでございます。その上で、課題の共有、議論を行わせていただいているところでございます。（國重分科員「文書でまとめたのかどうか」と呼ぶ）会議における資料として作成をしているところでございます。

○國重分科員 ありがとうございます。是非またそれを見せていただきたいというふうに思います。私も、変に詰めるとかというつもりは全くないんです。しっかりと進めたいという思いで言っておりますので、またそれも貴重なペーパーになりますので、是非公開もしていただきたいですし、私も見せていただきたいと思います。

私、加藤厚生労働大臣は、非常に見識の高い、また力のある大臣だというふうに思っております。

今説明のありました難聴全般の課題の整理、これが私の今指摘したようなとおりにきちとなされているのか、それとも、やはり部局部局の縦割りの弊害によって穴のあるものなのか、難聴全般の対策、取組がしっかりと進められる予定になっているのか、是非御確認をしていただきたいというふうに思います。

その上で、仮に足らざるところがあれば、省内連絡会議に対して大臣からの確な指示をしていただく、あるいは、やはりその会議のレベルでは難聴全般に対応できない、それぞれの部局が手いっぱいになってなかなかそこまでできていないというのであれば、障害に至らない難聴について所管する部署を新たに設ける、責任者をつける、こういったことも含めた真摯な御検討、これをしていただきたいと思っておりますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 委員からいろいろと叱咤激励をいただきながら、省内においても、障害に至らない難聴を含めた難聴対策をいろいろ進めさせていただいていることに改めて感謝を申し上げたいと思います。

今、省内で、各部局ののりを越えて、それぞれが集まって対策を協議していくということでございますので、私の方も、先ほど申し上げた問題意識を従前から持っておりますので、しっかりチェックをさせていただいて、前回後藤大臣も言われた、より実効性の高いものを、しかも具体的に実施していけるように努力をしていきたいと思っております。

○國重分科員 大臣、是非よろしく願いいたします。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

(以上)